

路面性状調査システム試行に伴う使用契約

仕様書（案）

令和6年4月

岡山市

路面性状調査システム試行に伴う使用契約

目 次

1	業務概要	1
2	業務目的	1
3	対象業務	1
4	業務スケジュール	2
5	システム概要	2
6	個人情報及び情報セキュリティ	3
7	貸与機器の取扱い	3
8	業務体制	4
9	秘密の保持	4
10	その他	4

1 業務概要

- (1) 業務名 岡山市路面性状調査システム試行に伴う使用契約
- (2) 業務期間 契約日から令和7年3月31日まで
- (3) 業務場所 岡山市内全域

2 業務目的

本業務は、下記を目的に、その効果を検証するための試行業務である。

- ①道路損傷をA Iが迅速かつ効率的に検出する機能を活用し、路面性状データを取得する機能（以下「自動検出機能」という。）を導入することで、安全・安心な道路環境を維持し、舗装点検を効率化すること。
- ②職員が道路巡視等で発見した道路損傷の情報を登録・管理する機能（以下「日報作成支援機能」という。）を導入することで、事務の効率化を図ること。

なお、本業務のシステム提供はクラウドによるものを想定しており、本仕様書に記載のある機器以外のサーバーやネットワーク機器については原則調達を行わない。

3 対象業務

(1) 自動検出機能

本市が使用する車両に通信機能付きの車載器等（以下「車載器」という。）を設置し、取得した画像等のデータをクラウド上のシステムに自動転送した後、A Iが道路損傷を検出し、損傷の場所や損傷状況、画像データ等の情報を閲覧できる機能を提供する。

1) 設置機器の貸与

受注者は、車載器5台を発注者へ貸し出すものとし、市が使用する車両への設置及び撤去を含む。

2) 路面性状の自動診断

車載器で取得した画像等のデータをクラウド上に自動転送した後、A Iで路面性状を自動診断する。

対象区間は、市内の市道約484kmの区間とする。

3) 閲覧環境の提供

A Iで自動診断した道路損傷について、損傷の場所や損傷状況、画像データ等の情報を閲覧できる環境を提供する。

(2) 日報作成支援機能

職員が道路巡視等で発見した道路損傷を登録・管理できる機能を提供する。

1) 日報作成支援機能の提供

職員が道路巡視等で発見した道路損傷をスマートフォン又はタブレット端末で入力し、登録する機能を提供する。また、その後の対応状況も入力することで、現地確認から補修完了までの一連の状況を一元管理できる機能とする。なお、機能へ入力できるスマートフォン又はタブレット端末5台を発注者へ貸し出すものとし、通信費に係る費用は契約金額に含む。

(3) 職員への操作支援

職員へのシステム操作支援のため、マニュアルを作成し、システム運用開始前に各区役所等へ説明を行う。また、電話または電子メールによるサポートを行う。通常時の質問の回答期限は、2営業日以内とする。緊急時の場合は、その限りではない。

(4) 業務報告書作成

本業務の内容を詳細にまとめた業務報告書を作成する。

(5) 打合せ

本業務における打合せは、業務着手時および業務完了時に行うとともに、その他で本市及び受注者で必要と判断した場合に随時行うこととする。業務着手時は、本業務における具体的なスケジュール、業務体制、緊急連絡先等を含んだ業務計画書を作成し、説明すること。業務完了時は、報告書の内容を説明すること。

4 業務スケジュール

・最適提案者の決定	令和6年7月上旬
・詳細協議、契約書等作成	令和6年7月中旬
・契約の締結	令和6年7月下旬
・業務実施	令和6年8月～令和7年3月
システム導入準備期間	令和6年8月予定
職員へのシステム説明	令和6年8月予定
システム運用期間	令和6年9月～令和7年3月予定

5 システム概要

提供するシステムは以下の機能を有するものとする。

(1) 自動検出機能

1) 画像等データの取得及び保存

車載器を設置した車両で走行し、路面状況の画像等データを取得するものとし、車載器は、撮影の開始・停止操作を伴わずに画像等データを撮影できるものとする。車載器で取

得した画像等のデータは、ネットワーク回線で自動的にクラウドへ送信し、保存するものとし、車載器には取得したデータを保存しないものとする。

2) 路面性状の診断機能

上記により取得した画像等データをもとに、A I を用いて道路損傷の定量的な評価を区間ごとに解析するものとする。定量的な評価項目としては以下のとおりとする。

- ・ ひび割れ率
- ・ I R I
- ・ ポットホール

3) 閲覧機能

A I で自動診断した結果について、地図上に区間ごと、評価項目ごとに表示するとともに、撮影日時、損傷画像の情報を閲覧できる機能を有するものとする。なお、閲覧については、インターネット上で常時閲覧できることとする。

(2) 日報作成支援機能

道路損傷の場所や画像データ等をスマートフォン又はタブレット端末で入力し、上記の閲覧機能と同様に常時閲覧できるものとする。地図上に表示された道路損傷について、対応状況を随時更新できるものとする。また、道路損傷情報をまとめた帳票を出力できる機能を有することとする。

6 個人情報及び情報セキュリティ

(1) 個人情報保護

本業務で取得した画像については、「道路の状況を把握するために設置する撮影機器により収集し、及び記録した個人情報の取扱要綱」を遵守し、個人情報を適正に取扱うものとする。

(2) 情報セキュリティ

受注者は、情報セキュリティ対策として ISO/IEC27001 の認証を取得していることとする。また、本業務で使用するクラウドは、データセンターが日本国内にあり、ISO/IEC27017 もしくは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) の認証を取得したものであることとし、利用にあたっては、情報漏洩等が発生しないよう必要な情報セキュリティ対策を講じることとする。本システムの利用における準拠法は日本国法であり、管轄裁判所が日本にあることとする。

7 貸与機器の取扱い

発注者へ貸与する機器について、業務期間中に不測の事態により使用できなくなった場合は、対応方法を発注者と協議し、決定する。

8 業務体制

本業務を円滑に進めるため、受注者は、本事業に必要な知識と経験を有する業務従事者を確保するなど、十分な業務体制を整備すること。また、業務全体を監理する「統括責任者」を定めること。

9 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

受託者は、業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及び「岡山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。

受託者は受託情報を保護するため、委託者と個人情報の保護に関する法律に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

受託者は、本業務において岡山市情報セキュリティポリシーにおける機密性3の情報資産^{*}を取り扱う全ての従事者（下請負先等も含む。）の所属、氏名、作業内容、取り扱う情報資産を書面で本市に報告すること。また、システム障害発生時その他の場合において当初報告していない者が業務に従事する必要を生じたとき、又は報告した従事者が従事しなくなったときは、改めて報告すること。

※「機密性3の情報資産」とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報、法令又は条例の定めにより守秘義務を課せられている行政情報（前述の個人情報を除く）、法人その他の団体に関する行政情報で漏えいすることにより当該団体の利益を害するおそれのあるもの、漏えいした場合、行政に対する信頼を著しく失墜するおそれのある行政情報、情報システムに係るパスワード及びシステム設定情報のこと。

10 その他

仕様書に定める事項並びにその他の事項について疑義を生じたときは、発注者と協議し、その指示に従うものとする。